

養父市告示第30号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として次表の左欄に掲げる地域を指定し、その地域を同表右欄に掲げる区域に区分する。

その地域及び区域の区分の詳細を表示する図面は、養父市役所市民課に備えて、一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

養父市長 広瀬 栄

記

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

指定地域	区域の区分
養父市の全域	第2種区域及び第3種区域

養父市告示第31号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定に基づき、時間及び区域の区分ごとの規制基準を平成24年4月1日から次表のように設定し、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年3月30日

養父市長 広瀬 栄

記

時間の区分	昼間	朝夕	夜間
区域の区分	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	デシベル 50	デシベル 45	デシベル 40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

備考

第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館ならびに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

養父市告示第32号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域として、次表左欄に掲げる地域を指定し、その地域を同表右欄に掲げる区域に区分する。

その地域及び区域の区分の詳細を表示する図面は、養父市役所市民課に備えて、一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

養父市長 広瀬 栄

記

振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分

指定地域	区域の区分
養父市の全域	第1種区域及び第2種区域

養父市告示第33号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定に基づき、時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月30日

養父市長 広瀬 栄

記

振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考

第1種区域又は第2種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする

養父市告示第36号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域を次のように指定し、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月30日

養父市長 広瀬 栄

記

- 1 A Aの類型を当てはめる地域

なし

- 2 Aの類型を当てはめる地域

なし

- 3 Bの類型を当てはめる地域

騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第2種区域

- 4 Cの類型を当てはめる地域

騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第3種区域

養父市告示第37号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1の付表（以下「付表」という。）の1の市長が指定した区域は、次のとおりであり、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月30日

養父市長 広瀬 栄

記

振動規制法施行規則別表第1の付表の1の市長が指定した区域

付表1のイの区域	騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第1種区域
付表1のロの区域	騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第2種区域
付表1のハの区域	騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第3種区域
付表1のニの区域	騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第4種区域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

養父市告示第38号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2の備考1の区域及び同表備考2の時間を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月30日

養父市長 広瀬 栄

記

1 区域

- (1) 第1種区域 振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第1種区域
- (2) 第2種区域 振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第2種区域

2 時間

振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準において区分した時間

養父市告示第39号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の別表の備考の区域を次のように定め、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月30日

養父市長 広瀬 栄

記

1 a 区域

騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第1種区域

2 b 区域

騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第2種区域

3 c 区域

騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第3種区域及び第4種区域

養父市告示第40号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省建設省告示第1号）の別表第1号（以下「別表」という。）の市長が指定した区域は、次のとおりであり、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月30日

養父市長 広瀬 栄

記

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号の市長が指定した区域

別表第1号のイの区域	騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第1種区域
別表第1号のロの区域	騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第2種区域
別表第1号のハの区域	騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第3種区域
別表第1号のニの区域	騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち第4種区域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内